慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五九六〕株主総会に取締役解任議案を提出するための取締役会決議において、解任対象の取締役が特別利害関係取締役に該当するとされた事例 (東京地裁平成二九年九月二六日決定)
Sub Title	
Author	重田, 麻紀子(Shigeta, Makiko) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.5 (2019. 5) ,p.107- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190528-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

株主総会に取締役解任議案を提出するための取締役会決議において、解任対象の取締役が特別利害関係取締役に該当するとされた事例

〔商法　五九六〕

（東京地決平成二九年九月二六日
平二九年(ヨ)二〇〇九四号株主総会開催禁止等仮処分命令申立事件
金融・商事判例一五二九号六〇頁（申立て却下、確定））

〔判示事項〕

取締役会において取締役の解任議案を株主総会に提出することを決議する場合、当該取締役は、当該決議について自己の身分に係る重大な利害関係を有することは明らかであって、会社に対して負担する忠実義務に従い、公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、むしろ自己の利益を図って議決権行使することも否定できないから、当該取締役は、会社法三六九条二項により、当該決議について特別の利害関係を有する者として当該決議に加わることができない。

〔参照条文〕

会社法三六九条二項

〔事実の概要〕

Y_1社は、昭和三四年に設立された株式会社であり、同社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を受ける必要がある、いわゆる非公開会社である。

X_1は、Y_1社の株主であり、代表取締役社長の地位にあったが、平成二七年一二月にY_2にその地位を譲り、代表取締

役会長の地位となった。

平成二八年一二月二五日時点のY_1社の株主構成は、発行済株式総数は八万九六〇〇株のうち、X_1が二万八〇〇〇株、X_1の息子でY_1社の取締役であるX_2が一万一八八〇株を保有していた（その他は自己株式四万九七二〇株である）。

X_1は、平成二九年三月二七日付で、Y_3社（Y_2がその株式の全てを同人が保有し、代表取締役の地位にある）に対して、Y_1社株式二万株を譲渡した旨の株式売買契約書が存在し、同月一〇日にY_1社の取締役会において同譲渡を承認する旨の決議がされたことを示す取締役会議事録が存在する。その結果、平成二九年三月三一日現在のY_1社の株主名簿とされるものには、自己株式を除く株主につき、Y_3社が二万株、X_1が八〇〇〇株、X_2が一万一八八〇株を保有する旨が記載されている。

平成二九年九月一五日、Y_1社で臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」という）の招集決議を行うための取締役会が開催された（以下、「本件取締役会」という）。Y_1社の本件取締役会の議事録によれば、第一号議案として、本件臨時株主総会においてX_1解任の件及びX_1の解任に伴う退職慰労金支給の件を決議する旨の議案、第二号議案として、本件臨時株主総会において、X_2解任の件を決議する旨の議案、第三号議案として、本件臨時株主総会において、B解任の件及びBの解任に伴う退職慰労金支給の件を決議する旨の議案が提出された。本件取締役会決議にはY_1社の取締役六名全員が出席し、各議案における解任対象者には議決に加わらせず決議が行われた。その結果、それぞれの議案において五名中三名の賛成が得られたため、全ての議案を可決する旨の決議が成立した。

その後、Y_1社は、株主に対し、平成二九年九月一五日付けで、平成二九年九月二七日午後二時を会日とする本件臨時株主総会の招集の通知を行った。

そこで、Y_1社の株主であり、かつ代表取締役であるX_1及びX_2が、Y_1社の臨時株主総会につき、平成二九年九月一五日の本件取締役会決議には会社法三六九条違反があるなどと主張し、本件臨時株主総会の招集権者であるY_2に対する会社法三六〇条に基づく取締役の違法行為差止請求権を本案として、本件臨時株主総会の開催禁止の仮処分命令を求めた。

〔判　旨〕

「会社法三六九条二項が特別利害関係取締役を取締役会の議決に加わることができないとしている趣旨は、特定の

取締役が、会社に対する忠実義務（同法三五五条）を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係ないしは会社外の利害関係を有する場合に、取締役個人と会社の間の利害対立を事前に防止するために、当該取締役の議決権行使を否定するところにあると解される。

これを本件についてみると、対象取締役は、取締役会において自己の解任議案が株主総会に提出されるか否かが決定される以上、自己の身分に係る重大な利害関係を有することは明らかであって、会社に対して負担する忠実義務に従い、公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、むしろ自己の利益を図って議決権行使することも否定できない。そうだとすると、忠実義務違反を予防し、取締役個人と会社との間の利害対立を事前に防止するために、対象取締役は、議決に加わることができないとすることが相当である。」

「対象取締役が、自己の解任に係る議案について反対の議決権を行使することで、そもそも株主に当該取締役解任の可否を問う機会すら奪うことがあり得るのであるから、対象取締役は、特別利害関係取締役であるとして、議決に加わることができないとするべきである。」

「よって、本件取締役会決議において、対象取締役が特別利害関係取締役に該当するとして議決に加えなかったことに会社法三六九条二項違反はない。そして、その他本件取締役会決議を違法ならしめる事由は認められないから、本件臨時株主総会の招集手続に重大な法令違反があり、無効であるとはいえない。」

〔研　究〕

判旨に反対。

一　監査役設置会社において取締役を解任するためには、通常の手続として、取締役会で取締役の解任議案を株主総会に提出する旨の決議がなされたうえで、株主総会に当該議案が提出され、取締役の解任決議を経るという二段階のプロセスを経ることを要する。株主総会で解任決議が成立すれば、解任対象の取締役はその地位を失うことになる。本件は、そうした解任プロセスの第一段階であるX_1ら三名の取締役の解任議案を株主総会に提出するための取締役会決議において、X_1らをそれぞれ解任対象とされている議案への議決に参加させなかった事案である。

会社法三六九条二項は、取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役は議決に加わることができないと定める。そのため、かかる特別利害関係人たる取締役は、取

締役会決議の定足数を算定する取締役の数にも含まれない（同条一項）。本事案では、Y_1社のX_1らが、そもそも自らの解任議案が株主総会に提出されることを決定する取締役会の決議において、同条所定のいわゆる特別利害関係人に当たるかどうかが争われた。これに対して、本決定は、取締役の解任を株主総会の議案とするかについての取締役会の決議において、解任対象となっている取締役は同条にいう特別利害関係人に当たると判示した。

従来、取締役会における特別利害関係人の範囲に関しては、専ら代表取締役を解職する取締役会決議に当該代表取締役が参加することの可否に焦点が当てられてきたところ、本件は、株主総会に提出する解任議案を提出する取締役会決議に解任対象となった取締役が参加することの可否の問題を初めて正面から取り上げ、その判断を示した裁判例であり、この点は、学説でも意識的に論じてこなかった問題でもあるから、本決定の意義は大きい。

二

（1）まず、取締役会の決議に特別の利害関係を有する取締役が当該議決に参加できないとする制度の沿革から、会社法三六九条二項の規定の意義について確認しておきたい。本制度は当初、株主総会決議に特別の利害関係を有する株主の議決権行使を禁じる規定を（昭和五六年改正前商法二三九条五項）、取締役会に準用する形で昭和二五年商法改正時に導入されたものである（同二六〇条の二第二項）。

株主総会における特別利害関係人の議決権を排除する制度は、明治三二年商法制定時に規定されたものである（明治三二年商法一六一条四項「総会ノ決議ニ付キ特別ノ利害関係ヲ有スル者ハ其議決権ヲ行フコトヲ得ス」）。当規定は、明治二九年民法六六条が「社団法人ト或社員トノ関係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決権ヲ有セス」と定めるのに倣ったとされている（『商法修正案理由書』一四四頁（博文館、明治三一年））。明治二九年民法六六条は、法人と利益相反関係に立つ社員は、総会決議で公平な判断を下すことが期待できず、仮にそうした社員が多数ともなればその危険性は高まることから議決に参加できないとされ（『民法修正案理由書』五二頁（八尾新助、明治三一年）、これと同様に、株主総会における株主についても、株主が株主としての利害を無視し、他の株主の株主としての利益に不当な損害を及ぼすおそれがあることから、決議に特別の利害関係を有する者に議決権を行使させることを認めないとする規定を設けるに至ったのである（大森忠夫他編

『注釈会社法（四）』（菱田政宏）七九頁（有斐閣、一九六八年）)。

ところで、当規定の解釈上の焦点は、取締役の解任決議に当該取締役たる株主が特別利害関係人に当たるかどうかに置かれてきた。この問いに対し、最判昭和四二年三月一四日民集二一巻二号三七八頁は、当時の下級審判例及び多数説の主張を覆し、当該株主は特別利害関係人に該当しないとする立場を確立した。そして、その理由としては、「株主が単に個人として利害関係を有するにとどまらず、同時に、会社の株主として会社の支配ないし経営の参加に関する事項について利害関係を有する場合、たとえば、会社の取締役等を選任ないし解任しようとするような場合においては、株主たる当該取締役等は、個人として利害関係を有するにとどまらず、同時に、前記のように会社の支配ないし経営の参加に関する事項として、株主としても重大な利害関係を有していることは明らかである……元来、株主は、株主総会の決議において、自己の議決権を行使する場合には、議決事項のすべてについて、会社の利益を考慮することはもちろんであるが、同時に、自己の利益を図ることももとより許される」とした。この論理に多くの学説もこれを支持し、株主総会における株主の議決権は、もともと株主の利益のために与えられているのであるから、株主がこれを株主としての利益のために行使できるのは当然であって、多数株主や支配株主を圧迫するような濫用的な行使の場合を除いては、議決権の行使を排除する必要性に乏しいとする（矢沢惇「本件判批」法協八五巻四号九六頁、菱田政宏「本件判批」民商五七巻三号一三六頁)。

（2）当判決を機に、昭和五六年商法改正に当たって当規定が削除され、取締役会について特別利害関係人に関する独自の規定を設ける必要性が生じて新設されたのが、現行会社法三六九条二項に当たる昭和五六年改正商法二六〇条の二第二項である。昭和五六年改正時の改正試案の段階では、同条における特別利害関係人の範囲を具体的に定め、取締役の競業取引並びに取締役・会社間の利益相反取引の承認を受ける当該取締役、代表取締役の解職決議における当該代表取締役に限定列挙することが検討されていたが（鈴木竹雄＝石井照久『改正株式会社法解説』一五三頁（日本評論社、一九五〇年)）、これ以外にも特別利害関係人とされる場合があり得ること、また、代表取締役の解職決議についても見解が分かれていることから、その範囲を限定することに対して疑問が呈され、特別利害関係人の範囲を具体的に定めないこととした。

このように、わが法は、昭和五六年商法改正以降、特別利害関係人の扱いについて、株主総会と取締役会とで区別する方向に舵を切ったといえる。昭和五六年商法改正時の立法関係者によれば、「会社と取締役は委任関係にあるので、受任者としてその職務の執行にあたり専ら会社の利益のために行動しなければならない。取締役と会社との利害が対立する決議事項については、それに参加できないとすることが会社利益を守ることになる」と説明されており（竹内昭夫『改正会社法解説』一六〇頁（有斐閣、一九八一年））、株主が自己の利益のために議決権を行使することが許されるのと異なり、取締役の場合は予防的に会社の利益を保護する観点から、会社と利害対立が生じる議決に参加させるべきではないとされたのである。

三　（1）本条の沿革に鑑み、現在の判例及び学説の一般的な理解によれば、取締役会決議における特別利害関係とは、特定の取締役が当該決議について会社に対する忠実義務（会三五五条）を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係ないしは会社外の利害関係を有する場合を意味すると説明されている（落合誠一編『会社法コンメンタール（八）』二九二頁（森本滋）（商事法務、二〇〇九年））。ただ、どのような場合に取締役が特別利害関係人に該当するかは専ら解釈に委ねられ、取締役の特別利害関係性の判断においては、問題となる取締役会の議案の内容及び性質から、取締役と会社との利害が対立する決議事項であるかを個別に見極めていかなければならない。

従来、取締役が取締役会での議決に特別の利害関係を有すると理解されてきた場面として、取締役が、譲渡制限株式の譲渡承認請求をした場合（会一三九条一項）や競業取引又は利益相反取引を行なう際に当該取引の承認を求めた場合（会三五六条一項）、取締役の会社に対する責任を一部免除する決議を行なう場合（会四二六条一項）、監査役設置会社以外の会社で取締役・会社間の訴えにつき会社代表者を選任する場合（会三六四条）等があるとされ、（落合編・前掲二八八頁（森本滋）、江頭憲治郎『株式会社法〔第七版〕』四二二頁（有斐閣、二〇一七年））いずれも、当該取締役は自己に有利になるように議決権を行使するおそれが否定できないことが理由とされている。

（2）本条における特別利害関係人の範囲に関し、従来専ら議論がなされてきたのは、代表取締役の解職決議における当該代表取締役がこれに当たるかという問題である。判例の立場は、この場面における当該代表取締役は特別利

害関係人に該当するとの見解である。その理由として、「代表取締役は、会社の業務を執行・主宰し、かつ会社を代表する権限を有するものであつて（商法二六一条三項・七八条）、会社の経営、支配に大きな権限と影響力を有し、したがつて、本人の意志に反してこれを代表取締役の地位から排除することの当否が論ぜられる場合においては、当該代表取締役に対し、一切の私心を去つて、会社に対して負担する忠実義務（商法二五四条三項・二五四条ノ二参照）に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、かえつて、自己個人の利益を図つて行動することすらあり得るのである。それゆえ、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、個人として重大な利害関係を有する者として、当該取締役の議決権の行使を禁止するのが相当だからである。」とする（最判昭和四四年三月二八日民集二三巻三号六四五頁、以下「最判昭和四四年判決」という）。つまり、代表取締役の解職において、当該代表取締役が、個人的利益を払拭し会社に対する忠実義務（会三五五条）を遵守し公正な議決権行使をすることはそもそも期待できないから、重大な利害関係を有する者として議決権行使を排除すべきとするものである。

他方、学説は鋭く対立している。多数説は、最判昭和四四年判決と同様に、代表取締役解職決議における当該代表取締役の特別利害関係性を認める（以下、肯定説とする）。そのうえで、当該代表取締役に議決権を認めると公正な決議を期することができないことなどを理由とする（大浜信泉「取締役と取締役会」田中耕太郎編『株式会社法講座（三）』一〇五九頁（有斐閣、一九五六年）、上柳克郎他編『新版注釈会社法（六）』（堀口亘）一一六頁（有斐閣、一九八七年）、神田秀樹『会社法〔第二〇版〕』一九〇頁（弘文堂、二〇一八年）、酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法（四）』（早川勝）五七五頁（中央経済社、二〇〇八年）など）。これに対して、代表取締役解職決議における当該代表取締役は特別利害関係人に当たらないとする見解も有力である（以下、否定説とする）。すなわち、会社と取締役間の利害衝突は存在せず、代表取締役の地位の争奪も会社支配をめぐる争いの一環であるから、取締役間の利害対立しかないこと、取締役およびその背後にある株主の勢力関係が反映された局面に過ぎず忠実義務以前の問題であること、代表取締役選定について候補者たる取締役が特別利害関係人に該当しないと解するのとバランスがとれないこと等を理由とする（大隅健一郎『全訂会社法論 中巻』一

○八頁（有斐閣、一九五六年）、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第三版〕』二八〇頁（有斐閣、一九九四年）、北沢正啓『会社法〔第六版〕』三九〇頁（青林書院、二〇〇一年）、龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第二版〕』一二二頁（有斐閣、二〇一七年）、落合編・前掲二九五頁（森本滋））。加えて、閉鎖型のタイプの会社を念頭に置く限り、業務執行をめぐる二派の争いの中で代表取締役の解職議案がなされる例も多いという実情から、当該代表取締役の議決権を排除すべき理由はないとする主張もある（江頭・前掲四二一頁）。

（3）では、取締役会で取締役の解任議案が株主総会に付議される議決について、当該取締役の特別利害関係性をどのように解すべきであろうか。

この問題を扱った先行裁判例は、わずかに見られるに過ぎない。まず、東京地判平成二一年三月二五日2009WLJPCA03258008は、閉鎖会社の取締役会で経営方針をめぐって二派の争いが生じ、取締役六名中三名を解任するために株主総会の招集を決定した取締役会決議の瑕疵が争われた事案において、最判昭和四四年判決が取締役会における代表取締役の解職につき当該代表取締役が特別利害関係人として議決権を有しないとした点を引用し、「原告らの取締役解任を総会の議題とすることを取締役会で決定するについて、原告ら各自が、自己の解任を総会の議題とするか否かの決定に関しては特別利害関係人に当たる」とした。また、福岡地判平成二三年八月九日2011WLJPCA08099003は、取締役三名により構成される非取締役会設置会社において、取締役が他の取締役全員の解任を議案とする株主総会の招集を単独で決定したため、取締役会の招集手続の瑕疵が争われた事案であるが、当裁判所は、非取締役会設置会社における取締役の決定（会三四八条二項）にも会社法三六九条二項の理があてはまるとしたうえで、三六九条二項が取締役の忠実義務違反を防止するための規定であることに鑑み、取締役は自らの解任議案の決定に特別の利害関係を有すると判示した。

このように、先行裁判例では、解任対象となっている取締役は、株主総会に付議される自己の解任議案に特別利害関係性を有するゆえ議決に参加することができないとの立場であり、代表取締役の解職場面との事案の類似性をもとに最判昭和四四年判決の理を類推して、会社との利益が衝突する蓋然性が高い場面として忠実義務違反を防止する三六九条二項の規定の趣旨を及ぼすべきであるとする。本決定も、当該取締役の特別利害関係性を肯定する理由の一つ

として、取締役は、取締役会において自己の解任議案が株主総会に提出されるか否かを決することにつき、自己の身分に係る重大な利害関係を有し、忠実義務に従い公正に議決権を行使することが必ずしも期待できないと述べていることから、本決定は先行裁判例と同様の考え方に立つものといえる。

とすれば、両場面とも、取締役が自らの代表取締役ないし取締役たる地位の帰趨を扱う議案であるため、当該取締役と会社との間に利害対立が生じうる同様の状況が存すると捉えれば、最判昭和四四年判決の理論からは、解任対象の取締役が株主総会に自己の解任議案を上程する取締役会決議において特別利害関係人に当たると解するのが整合的であるとして、本決定は、最判昭和四四年判決の理論とも軌を一にするものと位置付ける余地もある（北村雅史「本件判批」法教四五〇号一四〇頁、本村健ほか「本件判批」商事法務二一五六号五五頁）。

しかし、最判昭和四四年判決を前提としたとしても、本件においては解任対象の取締役が特別利害関係人に当たらないと解しても矛盾しないと考える。なぜなら、代表取締役の解職場面と取締役の解任場面における利害対立状況は、全く同質とはいえないからである。最判昭和四四年判決は、取締役が決議に関して私心を捨て会社の利益を遵守することが期待できないほどの重大な利害関係を有するかどうかを判断基準としているが、本事案のように、株主総会に提出する取締役解任議案の取締役会決議の段階では、取締役の地位はまだ奪われておらず、対象取締役が直ちに不利益を被るわけではないため、当該取締役にはそうした重大な利害関係性を見出だせないと解しうるのである（弥永真生「本件判批」ジュリ一五一六号三頁、尾形祥「本件判批」新・判例解説Watch商法一〇九号一三三頁、来住野究「本件判批」明治学院大学法学研究一〇六巻一二二頁）。対象取締役の決議に対する利害関係性について、取締役の解任議案を決定する場面と代表取締役の解職決議の場面を比較すれば、代表取締役の解職決議の場面では、決議が成立すれば解職の効果が生じるのに対し、取締役の解任議案が株主総会に付議される決議の場面では、当該決議が成立しても直ちに当該取締役の解任の効果が生じるわけではない。すなわち、代表取締役の解職の場面においては、対象となる代表取締役は解職決議に直接的に利害関係を有するといえるのに対し、取締役の解任議案は、株主総会に付議する議案の決定を行なう取締役会決議であるがゆえに、解任対象取締役は議決に対して間接的な利害関係を有するにとど

まるといえ、両場面においては議決に対して有する利害関係の程度が異なるのである。よって、代表取締役の解任の場面と比較すると、本件では議決に対する対象取締役の利害関係の程度は重大とは言えず、最判昭和四四年判決の理論を踏まえたとしても、取締役が被る不利益の程度を勘案すれば、本件の対象取締役は特別利害関係人に当たらないとの解釈が妥当と考える。

ただ、このように解すると、当該取締役会決議において解任対象取締役に議決権行使をさせた結果、仮に当該決議が否決され、株主総会に解任議案が付議されなかった場合には、取締役の解任の訴え（会八五四条一項）の機会すら逸することになるため、解任ないし解職の対象取締役に議決に参加させることは、会社や株主に重大な影響を及ぼすおそれがあるとの指摘がある（北村・前掲一四〇頁）。本件についても、Y_1社の取締役六名中解任対象取締役を除く五名中三名が各議案に賛成しているため、仮に解任対象取締役X_1らもそれぞれ決議に参加できるとした場合、いずれの議決においても可否同数となって議案が否決される結果になり、株主総会で取締役の解任の可否が諮られる機会を逸していた可能性は極めて高い。それゆえ、判旨もこうした事態を危惧し、上記理由②の通り「対象取締役が、自己の解任に係る議案について反対の議決権を行使することで、そもそも株主に当該取締役解任の可否を問う機会すら奪うことがあり得る」として、対象取締役を特別利害関係取締役として議決に加わらせることは妥当ではないとの判断をしたのであろう。

しかし、解任対象取締役を議決に参加させたとしても、会社・株主に与える影響は、代表取締役の解職事案に比して相対的に小さいと考えられる（尾形・前掲三頁）。たしかに、株主総会による取締役の解任権行使を通じた取締役へのコントロールの機会を株主から奪うことは極力避けるべきとも考えられるが（山口幸代「本件判批」リマークス五七号（二〇一八〈下〉）九五頁）、取締役会で株主総会に付議される解任議案が否決された場合でも、株主は株主総会の招集請求権や株主提案権により株主総会に解任議案を提出する手段が別途用意されていることから、株主に対して取締役の適否に対する最終判断の機会は法制度上保障されていると解される。それでも、少数株主権である株主提案権は必ずしも容易に行使できない権利であるため、その権利行使の手間を問題視する指摘もあるが（山本哲生「本件判批」ジュリ一五二八号一一三頁）、取締役が株主でもある場合は、取締役会で総会への上程が否決された場合に

備えて権利行使に向けた準備をしておくことは難しくないし（来住野・前掲一二三頁）、本件でも、Y_3社は株主提案権を行使するだけの要件を満たしており、再度X_1らの解任につき株主総会で諮ろうと企図すれば、それは実現可能であった。

（4）要するに、解任対象の取締役は、解職対象の代表取締役の場合と比べ、自らの解任決議に対する利害関係の程度は間接的に留まり、会社に対する忠実義務違反が問われるほどの取締役・会社間の利害対立は存在しないと考える。代表取締役の解職決議をめぐる議論における否定説が、代表取締役の解職議案で問われていることは、ある者が代表取締役として適任か不適任かという会社経営・支配に関する客観的な当否が問題とされているのであって、会社と取締役間の利害対立が生じるわけではないと解するのと同様に、取締役の解任を株主総会に上程する議案においても、解任対象取締役に経営陣としてのポストを与えるか否かという各取締役の経営判断が問われている局面なのである。

そこでさらにいえば、株主総会に付議する取締役解任議案が提出される局面において、議決への利害関係性の問題は必ずしもその対象取締役に関してのみ生じるわけではないと考える。本件では、X_1らが解任される具体的な理由は明らかではないが、一般論として解任や解職といった局面では、当該取締役に何らかの不適切な業務執行の事実があった可能性もある。その場合には、会社及び株主、会社債権者の利益保護の視点からすると、当該取締役を取締役ないし代表取締役の地位から排除しようとすることは、会社の利益に合致するとして、忠実義務を履行していると評価できなくもない。他方、例えば、自らの会社支配権の拡大を目論む取締役が、対立する取締役らの解任議案を提案し、これに賛成したというような場合に、当該取締役は私心を捨て忠実義務を遵守し議決権を行使したと言い切れるのか疑問である。つまり、取締役の解任に係る議案は、取締役会の全構成員にとって、間接的にせよ、自らの地位・身分にも影響しかねない問題が問われているともいえるのである。とすれば、解任の対象である取締役以外の取締役にとっても、少なからず個人的利害に関わる側面があるといえ、これらの者はもはや忠実義務に違反することなく議決権を行使しているとは必ずしもいえないのではないだろうか。本件ではまさに、取締役会に解任議案が提出される前に、七〇％を超える持株比率を有していたX_1からY_2が完全支配するY_3社に対して大量のY_1社の株式が譲渡され、Y_1社の取締役会内にはX_1とY_2のイーブンでの二派の対立構図

が存在していた事案である。とりわけ、取締役の解任をめぐり取締役の間で意見の対立がある場合においては、取締役間の利害対立が先鋭化しているといえる（尾形・前掲三頁）。こうした取締役間の派閥争いは、所有と経営の一致した閉鎖会社で生じることの多い事象であるとはいえ、上場会社においても十分起こり得る問題である。上場会社の取締役会のサイズは閉鎖会社に比べてもさほど大差はなく、しかも、その構成員の多数が社内取締役で占められていることから、上下関係や過去のしがらみなどから取締役間に利害対立が生じることは十分にある。よって、閉鎖型の会社か否かで区別して議論する必要はないであろう。

したがって、取締役の解任に係る決議事項においては、取締役間に会社支配をめぐる利害対立が存在するとともに、解任対象取締役以外の取締役にとっても議決に対する個人的な利害関係性は全くないとはいえないと解する。そもそも解任対象取締役についてのみ忠実義務違反のおそれがあるとして、議決への利害関係が問われることにも疑問を感じる。

四　特別利害関係人が関与した取締役会決議は、評価規範としては原則無効とされており（東京高判平成八年二月八日資料版商事法務一五一号一四二頁）、事後的に無効となると法的安定性が害されるおそれがあるため、実務的には特別利害関係人の範囲をやや広めに捉えることが少なくないようである（長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス会社法』四六四頁（商事法務、二〇一六年））。現場実務での混乱を回避するためには、本条の適用範囲に関して明解な基準が求められる反面、必要以上に特別利害関係人の範囲を拡大し、経営の専門機関としての取締役会の機能を狭めてしまうことは避けるべきである。本条の趣旨が忠実義務違反の予防にあるとの一般的理解に基づき、その要素が多少なりとも見出されれば、特別利害関係性を一律に肯定しようとする理論構成では説得力に欠ける。本条の解釈としては、取締役の会社に対する利害関係性の有無ないしその程度についても丁寧に考慮した上で判断すべきである。

〔付記〕　脱稿後、本件評釈として伊藤靖史・ジュリ臨増一五三一号九九頁（平三〇重判）に接した。

重田麻紀子